

## 強化委員会規程

### (総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本デフバドミントン協会（以下「本会」という。）定款第40条の規程に基づき設置された強化委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

### (審議事項)

第2条 この委員会は、本会定款第4条の事業を円滑に遂行するため、次の事項を審議し、理事会の承認を得てこれを処理する。

- (1) 選手強化学業の企画、運営に関する事。
- (2) 選手強化学業に係わる情報収集に関する事。
- (3) 連盟の定める指定強化選手の選出に関する事。
- (4) 競技の啓発と普及発展に関する事。
- (5) その他、一般社団法人日本デフバドミントン協会の目的達成に必要な事。

### (委員)

第3条 この委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

委員 若干名

第4条 委員長は理事の中から選出し、理事会の承認を経て代表理事が委嘱する。委員は、正会員（デフリンピック競技経験者（ベスト8以上））ならびに学識経験者、当協会の推薦者から選出し、理事会の承認を経て代表理事が任命する。

### (委員会)

第5条 強化委員会が行う会議は、委員長、委員の過半数の出席を持って成立とし、委員長がその議長の任を行うものとする。

2 委員会会議の議決は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 委員会の決定事項は役員会に報告し承認を得るものとする。

### (委員長の職務)

第6条 委員長はこの委員会を代表し、この会の事業を統括する。

2 委員は委員長を補佐し、委員長に事故ある時にはその事業を代行する。

### (強化スタッフ)

第7条 強化委員会は強化スタッフを選出し、理事会に掛けた後に任命・委嘱する事が出来る。

2 強化スタッフは選手の強化に努め強化委員会から付託された事項について審議しその諮問に応える。

3 強化スタッフに関する必要な事項は別に定める。

(規程の変更)

第8条 この規程は委員会の議決によって変更する事が出来る。ただし、変更した場合は理事会で報告しなければならない。

付則

この規程は、2018年4月28日から施行する。